

一般財団法人 GovTech東京
令和7年度第8回理事会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月11日（水）10時00分から11時00分まで
- 2 開催場所 一般財団法人GovTech東京会議室 及び オンライン
- 3 出席役員名 宮坂学理事長、深井稔副理事長、井原正博業務執行理事、
中野啓太業務執行理事、畑中洋亮業務執行理事、
浅場理早子理事、米田恵美理事、葉山良子監事
※畑中洋亮業務執行理事、米田理事はWeb会議システム（Microsoft Teams）を利用し参加

4 決議事項

- 第1号議案 2026年度（令和8年度）事業計画及び収支予算について
- 第2号議案 DX推進に向けた協働事業実施に係る基本協定書の改正及び締結について
- 第3号議案 DX推進に向けた協働事業実施に係る基本協定書に基づく業務の執行及び経費の支払等に関する年度協定書の締結について
- 第4号議案 一般財団法人GovTech東京著作権管理規程の制定について
- 第5号議案 一般財団法人GovTech東京処務規程の改正について
- 第6号議案 都・区市町村DX協働運営委員会設置規程の改正について
- 第7号議案 評議員会の招集について

5 報告事項

- 報告第1号 一般財団法人GovTech東京ソフトウェア資産計上基準の制定について
- 報告第2号 2026年度資金運用計画について
- 報告第3号 東京アプリ事業運営基金の管理状況について

6 議事の経過及びその結果

(1) 議長、定足数及び議事録署名人の確認

開催に先立ち、定足数を満たす出席があったので、開会を有効と認めた。

定款第39条及び理事会規程第6条に基づき理事長を議長とすること、定款第43条及

び理事会規程第11条第3項に基づき議事録の署名は出席している理事長及び監事が行うことを確認し、議事に入った。

(2) 第1号議案 2026年度（令和8年度）事業計画及び収支予算について

ア 説明及び質疑

事務局が資料に基づき説明を行い、議長が意見等を求めたところ、以下の発言があった。

(発言趣旨)

通信運搬費について再度説明をお願いしたい。

これまで委託費として計上していた費用の一部について、内製化に伴い、Azureなど通信のみを利用するものを通信費として整理し、計上しなおした。

イ 決議

議長が採決を求めたところ、全員一致で原案のとおり可決した。

(3) 第2号議案 DX推進に向けた共同事業実施に係る基本協定書の改正及び締結について

(4) 第3号議案 DX推進に向けた共同事業実施に係る基本協定書に基づく業務の執行及び経費の支払等に関する年度協定書の締結について

ア 説明及び質疑

第2号議案と第3号議案について、関連する案件のため、事務局が資料に基づき一括して説明を行い、議長が意見等を求めたところ、以下の発言があった。

(発言趣旨)

第2号議案において、『デジタル基盤の強化・共通化に関する事業』中、実施項目の記載について、GovTech東京は独自にAIモデルの構築や実証を実施しているため、「大学等と連携した」との記載は不要ではないか。

大学の研究機関と協定を結び、研究事業として推進するモデルを確立していることから記載している。

業務の優先順位や予算執行の考え方に多少の相違は見られたとしても、コミュニケーション上の支障は生じていないと理解して差し支えないか。

デジタルサービス局とGovTech東京の連携は“バディ”と称しており、各事業において関係する部署間で共通の目標を設定し、協働で事業を推進している。オフィスも同一であり、円滑なコミュニケーションが取れている。

管理職同士の関係性は良好であり、今後はメンバーの納得感や解像度を合わせられるよう、双方の組織でより改善していけると思う。

官民の業務プロセスの違いや、プロジェクトの横断的な連携が複雑化しており、調整の在り方について検討は必要。予算・契約など行政ルールを前提とした業務運営において、工夫の余地があるのではないかと。

なお、BPR等を通じた手続の簡素化も進展しており、中長期的には改善が期待される。

民間出身職員においてもGQ（行政力）を高められるよう、オンボーディングでの取組みを進めている。経営陣において、トップラインで融合を具体化し続けなければ空中分解に至るおそれがあるとの危機感があり、引き続き本取組みを推進していく

イ 決議

第2号議案及び第3号議案は、東京都との協定締結に関するものであり、法的に問題がないとしても、東京都副知事を兼ねる理事長は、特別の利害関係を有する物との疑念を抱かれる可能性があることから、団体運営の一層の公正性を確保するため、決議には加わらないこととし、副理事長が議長を務めた。議長が採決を求めたところ、第2号議案及び第3号議案ともに全員一致で原案のとおり可決した。

(5) 第4号議案 一般財団法人GovTech東京著作権管理規程の制定について

(6) 報告第1号 一般財団法人GovTech東京ソフトウェア資産計上基準の制定について

ア 説明及び質疑

第4号議案と報告第1号について、関連する案件のため、事務局が資料に基づき一括して説明を行い、議長が意見等を求めたところ、以下の発言があった。

(発言趣旨)

他社の著作権侵害の有無について、運用上どのように確認を行うのか、また最終的な判断主体は誰であるのか。

開発チームと連携し、オープンソースのプログラムを立ち上げる予定である。著作権管理は開発チーム側で担い、法務・コンプライアンス室は、ライセンスの整合性について確認を行う。現在、プロダクトを開発する際の企画・リリース段階で、関連部門でチェックを行うガイドラインを作成中である。

オープンソース利用については、社内外の有識者でチェックする。民間企業の助言も踏まえ、エンジニアだけでなく、経営陣を含め確認できる体制を構築し、進めていく。

運用フローはこれからつくるのか。

現在、立ち上げの途上にあり、準備を進めている。

大学との共同研究に係る著作権の帰属について、GovTech東京と大学のどちらが保有するのか。

必要な部分については大学側に権利を保持いただき、利用許諾の形を取るなど、柔軟な運用が可能となるよう現在詳細を整理している。

大学との共同研究は一部で開始しており、大学の研究者による成果発表や利活用については、一定の協議余地を設けている。

現状は一度限りの試行段階にとどまっていることから、今後は体系的な実施が求められる。また、研究規模やテーマによっては相手方のノウハウが優位となる場合もあり、その際は自組織の権利主張に偏らず、法務部門と連携した対応が必要である。

個別に協定を締結していくと理解。

今の話は一般財団法人GovTech 東京 著作権管理規程 第3条（著作権の帰属）で共同研究に触れていて、基本的には個別に定めていくという事にしており、相手方の意向を踏まえて個別に定めていくという事している。

ソフトウェア台帳を作成するにあたり、ソフトウェア単位とするのかモジュール単位とするのか、管理単位はどのように定義するのか

サービスの内容及びそれらの利用状況について、「何があるか」「どのように利用しているか」という観点で整理していくが、基本的にすべてのオープンソース単位で、バージョンを含め網羅する形で管理する。

国際標準の観点から、オープンソースの利用状況の開示に関する一般的なフレームワークが存在する。今後、当該フレームワークを参照しながら運用していく予定である。

知的財産の侵害が起きたという時のトラブル対応については定めているか。

法務・コンプライアンス室と連携、弁護士に相談のうえ、必要に応じて訴訟・和解等の対応を行う。

訴訟リスクを考慮し、弁護士も厳選している。GovTech東京・都共通のスローガン「情報技術で行政の今を変える、首都から未来を変えていく」を実現するためには、我々の知的財産を他の自治体が安心して使えるようにしなければならない。

例えば、近年、多くの庁舎で、耐用年数超過に伴う建て替えが進んでいるが、古さに起因するインターネット回線や電気設備の制約への対応に各自治体が苦慮している。こうした中、次世代の庁舎を見据え、デジタルサービス局とGovTech東京とで日本各地の建て替え事例を調査・整理してガイドライン化した事例がある。このガイドラインは全国の自治体に参照されており、各自治体が個別に検討する場合に比べて多大なコスト削減に寄与している。

このような知見の共有は、一種の公共財といえる。

本例のように、他の自治体が安心して利用できるようライセンスを適切に整備し、自由に活用できる形に整理したい。前例のない取り組みであり難しさも想定されるが、GovTech東京のビジョン実現のために非常に重要な取り組みと考えている。

イ 決議

議長が採決を求めたところ、全員一致で原案のとおり可決した。

(7) 第5号議案 一般財団法人GovTech東京処務規程の改正について

ア 説明及び質疑

事務局が資料に基づき説明を行い、議長が意見等を求めたが、発言はなかった。

イ 決議

議長が採決を求めたところ、全員一致で原案のとおり可決した。

(8) 第6号議案 都・区市町村DX協働運営委員会設置規程の改正について

ア 説明及び質疑

事務局が資料に基づき説明を行い、議長が意見等を求めたが、発言はなかった。

イ 決議

議長が採決を求めたところ、全員一致で原案のとおり可決した。

(9) 第7号議案 評議員会の招集について

ア 説明及び質疑

事務局が資料に基づき説明を行い、議長が意見等を求めたが、発言はなかった。

イ 決議

議長が採決を求めたところ、全員一致で原案のとおり可決した。

(10) 報告第2号 2026年度資金運用計画について

事務局が資料に基づき説明を行い、議長が意見等を求めたが、発言はなかった。

(11) 報告第3号 東京アプリ事業運営基金の管理状況について

事務局が資料に基づき説明を行い、議長が意見等を求めたところ、以下の発言があった。

(発言趣旨)

東京アプリポイント管理はヒアリングの結果、フローは概ね整備されている印象。使い勝手は問題ないのか。

様々な意見を踏まえ、優先順位を見極めながら日々対応している。速報値ではおそらく今日(3月11日現在)500万ダウンロードに達する見込み。日に約5万ダウンロード増えている印象。マイナンバー連携は370万弱。

アプリはマイナーチェンジしていく予定なのか。

アクセシビリティについては、相当程度の改善が図られている。現在寄せられている主な意見は、マイナンバー連携ができない、そもそもスマホをもっていないなどである。

生活応援という趣旨を鑑みると全住民への対応が必要。開始から約1か月で多くの住民に届けられた点は強みである。一方、デジタルデバイドへの対応は今後の重要な課題であると認識している。

コールセンターは4万件近い問い合わせがある。センターでの受け手は事業者だが分析は内製。使用しているシステムもGovTech東京が構築したものを使用している。

民間パッケージを活用しつつも、意見を反映した準内製型で運用している。今後は内製比率と領域を拡大し、都民の声に迅速に応えられる体制を目指す。東京アプリの普及促進と都民生活応援のため、現在はあくまでもポイント配布に注力している。

本評議員会はすべての審議を終えたため、議長は11時00分閉会を宣した。

以上の議事の内容を記録し、これを証するため記名押印する。

議長（理事長） 宮坂 学
議事録署名人 葉山 良子